

(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

(仮称) 地域の拠点づくり戦略策定支援業務 (以下「本業務」という。)

(1) 地域の定義

- ・ 行政区域等にとらわれず、魅力やにぎわいの創出の効果が発揮され则认为られる範囲で設定可能。

(2) 拠点の定義

- ・ 人々が集い交流することで魅力やにぎわいを創出する場や活動等のこと。
(ヒト、モノ、キノウ、コトを含む)
- ・ 例えば地域に誇りを持ち、その地域を良くするために貢献しようとする自負心のある人々が集まり、まちづくりを実践している又は実践しようとしている活動のこと。

2 業務の背景

福山駅周辺のにぎわい再生については、官民の取組により、福山駅周辺に一定のにぎわいが戻ってきた。これからはまちづくりの軸足を各地域の拠点づくりに移し、地域が主役となってそれぞれの魅力とにぎわいを創出する取組を本格化させる必要がある。

現在、神辺駅周辺や松永駅周辺において、すでに取り組みされているもののほか、南部地域の道の駅アリストぬまくまの再整備などが先行的に行われている。

持続可能な発展に向けて、新たな地域拠点の形成を推進していくため、本市の地域資源を整理するとともに、拠点づくりの手法を示し、今後の福山市域における地域活性化の戦略を策定する。

3 委託期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月31日(月)まで

4 履行場所

福山市及び福山市が指定する場所

5 業務内容

本業務の主な内容は、(仮称)地域の拠点づくり戦略(以下「戦略」という。)の作成とする。詳細な内容については、その都度、あらかじめ市と協議のうえ決定するものとする。

(1) 戦略の内容

ア 現状及び都市経営問題の整理

- ・ 戦略策定の背景や目的の整理
- ・ 上位計画との関係性の整理
- ・ 立地適正化計画との関係性の整理
- ・ 財政推計(本市実施済)
- ・ 人口推計(行政区域ごと)

- ・主な地域資源の認知度（本市実施済）
- イ 拠点づくりの戦略のポイントや柱立て
- ウ 拠点づくり手法（地域資源ごとのスキーム）
 - ・駅周辺再生など、施設等を中心とした拠点の創出のプロセス
 - ・施設や場に捕らわれない、ヒト、モノ、キノウ、コトを含む拠点の創出プロセス
 - ・成果指標の整理
- エ 福山市の代表的な地域資源一覧（本市実施済）

（2）スケジュール

2025年（令和7年）1月31日（金）までに戦略（案）を作成するものとする。

戦略（案）作成以後も発注者と協議のうえ、適宜内容を更新し、2025年（令和7年）3月31日（月）までに戦略を作成するものとする。

（3）ページ数

A4サイズで10ページ程度。また、「（イ）拠点づくりの戦略のポイントや柱立て」については、A4サイズ両面（A4サイズで2ページ）程度で収まる文量とする。

6 成果物

（1）本業務の成果物は次のとおりとし、電子データで提出すること。なお、発注者の求めに応じて、適宜報告を行い、発注者の求めに応じて修正を行うこと。

ア 戦略

イ 業務委託報告書

ウ その他発注者が求めるもの

（2）成果物の納入先は、福山市地域拠点形成推進課とする。

（3）成果物の内容は、発注者と協議の上で取り決めるものとする。

（4）成果物は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承諾を得ずに使用又は公表しないこととする。

7 その他

（1）本業務の履行に当たっては、福山市と協議を行うものとする。なお協議には、福山市が指定するアドバイザーが同席する場合がある。

（2）本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議し、実施すること。

（3）受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。

（4）従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

（5）業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

（6）本委託業務の履行に伴い発生する成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に

- 規定する権利を含む。)は、全て発注者に属するものとする。
- (7) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するもの。
 - (8) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
 - (9) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
 - (10) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
 - (11) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。